

装管調第82号  
27.10.1

大臣官房長  
防衛省本省の施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監 殿  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官官房審議官  
防衛装備庁の各部長  
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官

契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策実施要領に関する細部事項について（通知）

標記について、契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（防経装第4627号。25.3.29）別添の第6第1項の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付資料：契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策実施要領に関する細部事項

## 契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策実施要領に関する細部事項

### 1 趣旨

この細部事項は、契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（防経装第4627号。25.3.29）に定める契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策実施要領（以下「実施要領」という。）の統一かつ円滑な処理を行う目的として、実施要領第6第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

### 2 用語の定義

この細部事項における用語の定義は、実施要領に定めるもののほか、各項で定めるところによる。

### 3 既契約への特約条項の適用（実施要領第3第1項第2号関係）

- (1) 契約担当官等は、契約の相手方の資料の信頼性確保のための施策について（防装管第3550号。11.6.30）に基づき、資料の信頼性確保に関する特約条項、又は輸入品等に関する契約に係る資料の提出及び資料の信頼性確保に関する特約条項が付されている契約の相手方に対し、当該特約条項から、実施要領第3第1項第2号の規定に基づく特約条項へ変更する契約変更を積極的に要請するものとする。
- (2) 契約担当官等は、契約の相手方が前号の要請に応じた場合には、速やかに契約変更の手続きを執るものとする。ただし、対象となる契約が原価監査付契約である場合には、当該契約に付されている原価監査付契約に係る特約条項から、実施要領第4第1項第2号に基づく特約条項へ変更する契約変更を併せて行わなければならない。
- (3) 前各号の契約変更を理由として、契約金額を変更してはならない。

### 4 制度調査の実施に係る通知（実施要領第3第2項第1号から第4号関係）

- (1) 契約担当官等は、実施要領第3第2項第2号から第4号に基づき、定期調査又は臨時調査を行う場合には、契約の相手方に対し、実施要領同項第1号に定める時期に、別紙様式第1を基準とする通知を行うものとする。
- (2) 契約担当官等は、前号の通知において、契約の相手方が制度調査の実施期間中に、特約条項（資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項をいう。次号及び次項において同じ。）第2条第5項第3号に規定する申告をする場合の期限を明らかにするものとする。この際、当該期限には、調査期間の始期の翌営業日の17時を指定するものとする。
- (3) 実施要領第3第2項第4号に基づく臨時調査の結果、契約担当官等が行う原価計算、原価監査、経費率の算定等に関し、契約の相手方が虚偽の資料を提出し、又は提示したとの疑義が生じ、実施要領同項第3号に基づく臨時調査に移行する場合には、実施要領同号に定める防衛装備庁長官との調整を行った上で、第1号に規定する契約の相手方への通知を再度行うものとする。この際、契約の相手方が制度調査の実施期間中に、特約条項第2条第5項第3号に規定する申告をする場合の期限については、前号で指定した期限から変更しないものとし、既に当該期限を経過している場合には、以後、当該制度調査の実施期間中に、特約条項に基づく自発的な申告は受け付けられないことを明らかにするものとする。
- (4) 実施要領第3第2項第3号に定める防衛装備庁長官との調整は、防衛装備庁調達管理部企業調査官を通じて行うものとする。

### 5 契約相手方が常備しておく資料の公示（実施要領第3第2項第5号から第7号関係）

契約担当官等は、臨時調査の円滑な実施を期すべく、特約条項第6条第4項に基づき契約の相手方が常備しておく資料として、次の資料を入札及び契約心得において指定するものとする。

- (1) 原価計算及び原価計上並びに法令遵守に関する社内規則類
- (2) 作業現場における業務手続マニュアル
- (3) 原始伝票から原価元帳等までの一連の帳票類の一覧及びこれらの帳票類の繋がりを示す系統図
- (4) 関係する情報システムの一覧及びこれらの情報システムの繋がりを示す系統図

6 作業現場への随時の立入許可の取得（実施要領第3第2項第8号及び第4第2項第4号関係）

- (1) 契約担当官等は、実施要領第3第2項第8号に基づき随時の立入許可を取得する制度調査担当官を、立入許可の取得者の適正な管理に配慮し、契約の相手方の事業規模に応じ、数名程度の範囲で指定するものとする。
- (2) 契約担当官等は、実施要領第4第2項第4号に基づき随時の立入許可を取得する原価監査官を、契約の相手方の原価監査を直接に担当する原価監査官の中から指定するものとする。契約の相手方の原価監査を直接に担当する原価監査官が複数に満たない場合には、当該原価監査官の職務上の上級者を併せて指定するものとする。
- (3) 第1号に基づき指定する制度調査担当官と前号に基づき指定する原価監査官を重複して指定することが可能な場合には、これを積極的に行うものとする。
- (4) 契約担当官等は、立入許可の取得者の適正な管理を行うとともに、当該取得者が人事異動その他の理由により所属を離れた場合には、速やかに取得者を変更する手続きを行わなければならない。

7 輸入調達調査の実施に係る通知（実施要領第3第3項第1号から第3号関係）

- (1) 契約担当官等は、実施要領第3第3項第2号又は第3号に基づき、定期調査又は臨時調査を行う場合には、契約の相手方に対し、実施要領同第1号に定める時期に、別紙様式第2を基準とする通知を行うものとする。
- (2) 契約担当官等は、前号の通知において、契約の相手方が輸入調達調査の実施期間中に、特約条項（輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項をいう。）第5条第3項第3号に規定する申告をする場合の期限を明らかにするものとする。この際、当該期限には、調査期間の始期の翌営業日の17時を指定するものとする。
- (3) 実施要領第3第3項第3号に定める防衛装備庁長官との調整は、防衛装備庁調達管理部企業調査官を通じて行うものとする。

8 コンプライアンス要求事項確認書の受理（実施要領第3第4項第1号及び第2号関係）

- (1) 契約の相手方から提出される確認書（コンプライアンス要求事項確認書をいう。次号及び第3号において同じ。）の提出は、契約担当官等ごとに行わせるものとする。ただし、中央調達を行う支出負担行為担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。）及びその分任支出負担行為担当官（会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。）への確認書の提出は、原則として、1件の確認書にまとめて、これを行わせるものとする。
- (2) 契約の相手方から提出される確認書は、契約業務を担当する課室長等が受理し、制度調査を担当する課室長等が一元的に管理するものとする。
- (3) 契約の相手方からの確認書の提出は、当該相手方との間で相当額の契約を毎年度締結しており、かつ、調達基本計画（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第9条に規定する調達基本計画をいう。）に照らし当該年度においても当該相手方との契約の締結が見込まれる場合には、契約担当官等及び契約の相手方の双方の業務の効率性に配慮し、年度当初にこれを行わせるものとする。ただし、契約の相手方が当該年度における最初の契約を締結する際に確認書を提出することを希望した場合はこの限りではない。

9 原価監査の実施（実施要領第4第2項第1号から第3号関係）

- (1) 原価監査官は、原価監査の実施が、防衛省が契約の相手方に対して負担する製造間接費の増加に直結することを意識し、効率的な原価監査の実施に努めなければならない。
- (2) 原価監査官は、効率的な原価監査の実施と、契約の相手方のコストダウン活動への取組み意欲に配慮し、インセンティブ契約制度について（防経装第9132号。25. 6. 28）又は作業効率化促進制度について（防経装第4626号。25. 3. 29）の規定に基づき必要のある場合を除き、当該相手方に対して、次に掲げる方法による原価監査を行ってはならない。
  - ア 原価監査官が原価計上の容認を予定しない費用又は工数について、その説明責任を果たすことを目的として、資料、証拠等を提出若しくは提示させ、又は説明させること。
  - イ 実際の原価が、契約の締結時に予定していた原価よりも低減されたことについて、その理由を分析させ、又は詳述させること。
  - ウ 契約の相手方の正規の原価計算規則（契約の履行の実態とかい離しているものを除く。）によって配賦（費用を一定の基準によって各製品に割り当てることをいう。）することが認められている費用又は工数について、特定の製品又は契約ごとに直接的に集計し直させること。

10 商議記録の作成（実施要領第5第3項第2号関係）

- (1) 契約担当官等は、別紙様式第3を基準とした様式により商議記録を作成するものとする。
- (2) 商議記録は、商議回ごとに記録を取って作成するものとし、その記録は単なる「前回商議価格から〇円の値引き」等にとどめることなく、予定価格訓令に定める計算項目又は計算要素に即した区分で商議価格の詳細を把握することに努めるものとする。
- (3) 電子入札・開札システムを利用して商議を行ったために、商議回ごとの商議価格の詳細を把握しがたい場合においては、事後に、全商議回分を包括的に確認し、商議記録を作成して差し支えない。

〇〇〇第〇〇〇号  
〇〇. 〇〇. 〇〇

会社名  
代表者名 殿

契約担当官等

平成〇〇年度 { 制度調査 (定期調査) } の実施について (通知)  
                  { 制度調査 (臨時調査) }

標記について、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (以下「特約条項」という。) 第3条第1項に基づき、下記のとおり実施します。

記

- 1 調査期間： 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間
- 2 調査対象事業所等：
- 3 関係する契約： 調達要求番号〇〇〇 契約件名〇〇〇〇 他
- 4 調査担当部署：
- 5 連絡先：
- 6 特約条項第2条第5項第3号に係る事項：  
    { 特約条項第2条第5項第3号に規定する自発的な申告を受け付けるため、ただ今から平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時までの間に限り、原価計上に関する疑義に係る質疑を差し控えます。なお、当該期間経過後に伝えられた説明、応答等への同号の規定の適用には応じられませんので、十分御注意ください (第2項に掲げる「調査対象事業所等」のいずれにも全く関連しない別個の不正行為に係る自発的な申告を除く。)}  
    { 先行調査 (〇〇〇第〇〇〇号。〇〇. 〇〇. 〇〇) において原価計上に関する疑義に係る質疑を既に開始しているため、本調査期間中に伝えられた説明、応答等への特約条項第2条第5項第3号の規定の適用には応じられません (第2項に掲げる「調査対象事業所等」のいずれにも全く関連しない別個の不正行為に係る自発的な申告を除く。)}  
7 その他： 調査の状況に応じて、上記調査期間を延長する場合があります。

※ 不要な文字等は抹消して使用する。

〇〇〇第〇〇〇号  
〇〇. 〇〇. 〇〇

会社名  
代表者名 殿

契約担当官等

平成〇〇年度 { 輸入調達調査 (定期調査) } の実施について (通知)  
{ 輸入調達調査 (臨時調査) }

標記について、輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項 (以下「特約条項」という。) 第6条第1項に基づき、下記のとおり実施します。

記

- 1 調査期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間
- 2 調査対象事業所等：
- 3 関係する契約：調達要求番号〇〇〇 契約件名〇〇〇〇 他
- 4 調査担当部署：
- 5 連絡先：
- 6 特約条項第5条第3項第3号に係る事項：  
特約条項第5条第3項第3号に規定する自発的な申告を受け付けるため、ただ今から平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時までの間に限り、経理会計に関する疑義に係る質疑を差し控えます。なお、当該期間経過後に伝えられた説明、応答等への同号の規定の適用には応じられませんので、十分御注意ください (第2項に掲げる「調査対象事業所等」のいずれにも全く関連しない別個の不正行為に係る自発的な申告を除く。)
- 7 その他：調査の状況に応じて、上記調査期間を延長する場合があります。

※ 不要な文字等は抹消して使用する。

(記入後注意)

## 商 議 記 録

調達要求番号：

契 約 件 名：

数 量：

商議の相手方：

商 議 日：

商議回	商議価格	前回商議価格 からの差額	商議価格の詳細
第1回	円		(記入例) 当初の見積価格
第2回	円	円	(記入例) 加工工数を○%減じた価格
第3回	円	円	
第4回	円	円	
第5回	円	円	